

# 視 察 報 告 書

報告者氏名：大貫次郎

委員会名：環境教育常任委員会

期 間：令和6年10月21日（月）～令和6年10月23日（水）

視察都市等及び視察項目

- ・川崎市：環境問題をテーマに市民が学べる施設について
- ・泉大津市：体育館の空調設備について
- ・北九州市：教職員の勤務時間管理の徹底による業務改善について

所 感 等：環境問題をテーマに市民が学べる施設について

環境教育といっても一言ではまとめられない。資源循環・温暖化対策・自然共生などすべて環境教育に含まれる。本市での環境教育施設で思いつくのは、環境部所管のアイクルやエコミルとなる。両施設は資源循環の仕組みを学ぶことはできるが、温暖化対策や自然共生について学ぶことは現状できていない。川崎市では、リサイクルパークあさおの整備事業の中で、王禅寺処理センター（焼却場）に「王禅寺エコ暮らし環境館」を2016年に設置した。王禅寺処理センターは、本市でいうエコミルにあたる。もともと王禅寺処理センターは見学者が多く訪れている中で、環境学習施設が無いという課題から、エコ暮らし環境館の設置となった。また、川崎市では焼却場の見学が小学校のカリキュラムに組み込まれており、焼却場で廃棄物処理を体感すると同時に環境教育・啓発施設で学習するというニーズが存在していたことも設置理由の一つとなっている。

「王禅寺エコ暮らし環境館」では、地球環境や川崎の環境を体験しながら学ぶことができ、「資源循環ゾーン」「温暖化対策ゾーン」「自然共生ゾーン」「総合学習ゾーン」の4つのゾーンでそれぞれの環境問題について学ぶことができる。

資源循環ゾーンでは、主に資源循環についてパネルでの説明をはじめ実際のごみの重さ体験や、クイズ形式で資源循環が学べるように工夫されている。

温暖化対策ゾーンでは、地球温暖化や再生可能エネルギーについて、パネルでの説明や家で使われる家電の消費電力量を発電装置で体験でき

るコーナーを設置している。

自然共生ゾーンでは、地球の自然や自然共生社会についてのパネルでの説明や、麻生区の昔と今を見比べた映像によるみどりの減少状況・周辺に生息している生き物やその環境について学ぶことができる。

総合学習ゾーンでは、市役所・市民・企業などそれぞれが行う取組を映像及びパネルを使い啓発し、環境シアターでは、4つのゾーンをおさらいできる映像を見ることをできる。

全体を通して、通常展示も体験型のものが多く、定期的開催しているイベントと共に楽しみながら自然に環境問題に触れることができている。資源循環については、処理施設に併設されている為、実際の作業の見学と併せて分別の大切さや大変さを伝えることができている。

はじめにも述べているが、本市では環境教育施設としてアイクルやエコミルがあり、毎年小学4年生を対象に施設見学も行っている。しかし、現状では施設見学で学べる環境教育は資源循環の部分だけとなっている。そこで、アイクルやエコミルの空きスペースを、川崎市のように温暖化対策や自然共生についても学べるように工夫することで、より充実した環境教育施設となる。

まずは、パネル展示や体験コーナーの設置からはじめることで、大きな予算をかける必要も無いと考える。また、アイクルの場合は、目の前の海にアマモの生息地もあるため、より効果的な取組につながることもできるのではないかと。

しかし、このような取組を進める上で、本市の課題としては、環境教育に関連している部局が複数にまたがっていることが挙げられる。それぞれの部局が環境教育に取り組むよりも、一つの組織として全体を把握し、取り組む方が効率的である。真剣に環境教育に取り組むためには、組織の改正という議論も今後必要と考える。



## 所 管 等：体育館の空調設備について

横須賀市には 69 か所の市立学校があるが、学校体育館には空調設備が設置されていない。今年の 7 月と 9 月には、熱中症を予防する暑さ指数（WBGT）が、何度も高い数値となり学校体育館での授業ができなかった状況である。多くの学校では夏季に水泳の授業を行うため、体育館での授業は少ないと思われがちであるが、逆である。外で行われる水泳の授業も熱中症を予防する観点から、何度も中止となっており、体育館も使用できない環境のため、子どもたちから体育の授業を受ける機会を奪っている状況となっている。空調が無いから、体育館が使えないのであれば、空調を設置して、いつの時期も使える環境に変えることが必要である。本市の学校体育館の多くは、建設から数十年経過しているため、断熱効果が低く体育館全体の空気を冷やすエアコンを設置する場合は、断熱効果を高める必要があり、国の補助金も使えないといった課題がある。また、感染症の対策として空気の入替えを適宜行う場合は、冷却効果が薄れるといったこともある。

視察先の泉大津市では、全空気式床ふく射冷暖房システムの空調を総合体育館に採用した。同システムは、エアコンの空気を床面に噴流して、ふく射熱で空調を行うため、気流を起こさずに床面 3 m 程度の空間のみ冷房・暖房をすることができる。よって従来のエアコンのように空間全体を冷やす必要が無く、換気による影響も少なくなっている。

泉大津市立総合体育館でも、空調工事前に建物の断熱性を検査・確認し工事を行っている。施工後の今年の夏には、体育館の室内温熱環境を調査した。外気温 30 度、室温 28 度の午前 8 時に、空調を 24 度に設定し運転を開始した結果、84 分後には設定温度の 24 度に達していることが分かった。来場者が増え、外気温も上昇してきた 11 時 30 分ごろから室温が上昇し始めたため、設定温度を 22 度に変更した後は、室温は 23 度以下に保たれる結果となった。

同システムを施工するに当たっては、体育館の床を一度はがし、工事を行う必要がある。泉大津市では、体育館の床板の改修を行う時期と重なったことも同システムを導入した一因となっているが、同時に行ったことでコストは抑えることができている。また、このシステムで使われる床板はフローリングではなく、塩化ビニール製の床であるため、長期的なコストは軽減される。本市の学校体育館も床板が劣化し、張替えを行っている状況を考えると、床板の張替えと同時に空調の設置を検討することも必要である。それぞれを別で行うよりも、工期や費用の面での



削減もできると考える。しかし、先にも述べたが本市の体育館は断熱効果が低く、そのような状況でこの空調を導入した場合の効果が不明である。現在、他の自治体において断熱効果が弱い体育館でこの空調システムを施工しているといった話を聞いた。今後はそこでの運用状況をしっかり把握する必要もある。

また、本市の学校体育館は震災時避難所となっていることを踏まえると、夏季に震災が起こった場合に体育館が震災時避難所として機能するのか疑問である。子どもたちの教育を受ける環境と震災時避難所としての役割を保つためには、体育館への空調設備導入は早急に進めるべきと考える。



## 所管等：教職員の勤務時間管理の徹底による業務改善について

本市では、平成31年2月に教職員の働き方改革に関する課題を解決するための具体的な取組を示し、教職員が健康に笑顔で働き続けるために、質の高い教育活動を目指すことを目的として『教職員の働き方改革の方針「～量から質へ～ 横須賀スクールスマイルプラン」』を策定し、働き方改革推進に関する方針を示して取組を進めてきた。この考え方を継続しつつ、これまでの本市における取組の成果や課題及び国や神奈川県動きなどを踏まえ、本市の教職員の働き方改革をさらに推進させるため、令和4年3月に新たな「横須賀市立学校教職員の働き方改革の方針（よこすかスクールスマイルプラン）」を策定し現在に至る。年々、時間外在校等時間は減少傾向になっているが、いまだに一定数の割合で、月80時間を超えている教員もいる。

北九州市では、平成29年3月に、「学校における業務改善プログラム」及び「学校における業務改善ハンドブック（第1版）」を策定し、平成29年度はモデル校5校、平成30年度から本格実施した。そして、国のガイドラインや指針に伴い、プログラムの改定や「令和2年度 北九州市市立学校における業務改善実施計画」を策定し、その中で「勤務時間外における在校時間」を「在校等時間」に変更した。また、同年の業務改善推進拡大会議での「民間企業の新たな視点を取り入れた更なる業務改善の推進を図ってはどうか」との意見により、令和3年度に「学校における業務改善コンサルティング業務」を行った。委託業者がモデル校となる5校にヒアリングを行い、それぞれの学校での取組内容を決め、実践・効果検証を行い、全体に向けた提言を示した。令和4年度には、業務改善パッケージ研修として、コンサルタント講話やモデル実施校への訪問、「学校における業務改善プログラム〈第3版〉」に反映した。

本市でも、教職員の働き方改革の取組として様々なことを行ってきたが、北九州市が今年度、全中学校に導入した自動採点システムはまだ本市での導入実績はない。システム導入後、採点業務にかかる時間が大幅に短縮されたこととなったが課題もあるという。

また、月2回の定時退校日（ノー残業デー）の設定といった取組も本市にはない。このような取組により、平成31年度より月45時間を超えている割合は、ほぼ半減に近くなっている。しかし、コロナによる影響も落ち着き行事等の復活により、ここ数年は在校等時間が増加傾向である。

そこで、業務改善のさらなる推進のために着目したのが、教職員一人

一人の「意識改革・マインドセット」である。この取組には、教員自身の「こだわり」による時間増加が「時間管理意識」を持たない働き方となり、在校等時間が月 45 時間を超えた働き方は持続可能ではなく心身に影響を及ぼす可能性があるため、心身の健康保持を行うことや、学校現場が当たり前に行ってきた前例踏襲からの脱却などが必要である。

この話を聞いたときに私自身、教職員の「意識改革・マインドセット」の必要性に共感した。教職員の働き方改革をさらに進める中では、教職員一人一人が本来行うべき業務をしっかりと理解することや、その他業務を行う人材の確保、また北九州市で導入した採点システムなど、今後も様々な取組が必要である。

私も他の自治体での取組をしっかり把握し、本市教職員の働き方改革に繋がる政策について研究していく必要性を改めて認識することができた。

